

# 建設工事における最低制限価格制度等の改正について

## 1 概要

令和4年3月に中央公契連モデルが改正され一般管理費の乗数を引き上げたことに伴い、本県においてもモデルと同様に0.68とします。

### 【福井県】

<b>【現行の算出式】</b> (H28. 6. 1～) ・直接工事費 × 1. 00 ・共通仮設費 × 0. 90 ・現場管理費 × 0. 90 ・ <b>一般管理費</b> × <u>0. 55</u>	} 合計 (基準額)	⇒	<b>【改正後の算定式】</b> ・直接工事費 × 1. 00 ・共通仮設費 × 0. 90 ・現場管理費 × 0. 90 ・ <b>一般管理費</b> × <u>0. 68</u>	} 合計 (基準額)
<b>【設定範囲】</b> 予定価格の 8/10 ～ 9.2/10			<b>【設定範囲】</b> 予定価格の 8/10 ～ 9.2/10	

### 【参考：国】

<b>【現行の算出式】</b> (H31. 4. 1～) ・直接工事費 × 0. 97 ・共通仮設費 × 0. 90 ・現場管理費 × 0. 90 ・ <b>一般管理費</b> × <u>0. 55</u>	} 合計 (基準額)	⇒	<b>【改正後の算定式】</b> (R4. 4. 1～) ・直接工事費 × 0. 97 ・共通仮設費 × 0. 90 ・現場管理費 × 0. 90 ・ <b>一般管理費</b> × <u>0. 68</u>	} 合計 (基準額)
<b>【設定範囲】</b> 予定価格の 7.5/10 ～ 9.2/10			<b>【設定範囲】</b> 予定価格の 7.5/10 ～ 9.2/10	

## 2 適用日

積算基準書等の改定に合わせ、令和4年7月15日以降に入札公告を行う工事から適用